大阪府認定鳥獣捕獲等事業者審査基準

（別紙）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号。以下「法」という。）第１８条の２に規定する鳥獣捕獲等事業者を認定に係る審査基準は、次のとおりとする。

（１）認定を受けることができる鳥獣捕獲等事業者（法第１８条の５第１項）

①鳥獣捕獲等事業者の組織形態

認定を受けることができる者は、法人に限定する。

②鳥獣捕獲等事業者の従事者

鳥獣捕獲等事業者の従事者について、下記のア～イの体制が適切に整備されていること。

ア 事業管理責任者

事業管理責任者は、鳥獣捕獲等事業全体を統括し、監督する権限を有する者とし、

常勤・非常勤は問わず、申請者が自己の役員（代表者を含む。）又は雇用している者（認定を受けようとする者が地方公共団体の場合にあっては、その職員）の中から選任していること。

また、申請する鳥獣捕獲等事業において用いる全ての猟法の種類の狩猟免許を有するとともに、安全管理講習、技能知識講習及び（夜間銃猟をする場合は）夜間銃猟安全管理講習を修了し、救急救命に関する知識を有していること。なお、事業管理責任者が、捕獲従事者の各要件を満たす場合は、事業管理責任者を捕獲従事者に含めることができる。

イ 捕獲従事者及び事業従事者

捕獲従事者とは、鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者をいう。

事業従事者とは、「鳥獣捕獲等事業に従事する者」全体を指し、アの事業管理責任者や捕獲従事者のほか、鳥獣捕獲等事業において、運転、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の搬出等、鳥獣の捕獲等に付随する作業を実施する者のほか、データ入力や契約等の事務を行う者等を含む。

1. 捕獲従事者等の人数等

認定を受けようとする猟法について、原則として４人以上の捕獲従事者を有していること。

また、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ヒグマ及びツキノワグマ（以下「中大型獣」という。）を対象とする装薬銃を用いた業務を実施する場合は、上記の捕獲従事者の人数要件を満たし、かつ原則として中大型獣を対象とした装薬銃を用いた業務について10人以上の事業従事者を有していること。捕獲従事者名簿で事業従事者が10名以上であることが確認できない場合は、事業従事者名簿が提出されており、合わせて、捕獲従事者ではない事業従事者について、運転免許証等の本人確認書類の写しが提出等されていること。

ただし、捕獲従事者及び事業従事者の人数が上記の数に満たなくとも、適切に捕獲等を実施した十分な実績を有する申請者で、効率的かつ組織的な捕獲等が可能となる体制を有すると認められる場合には、当該要件に適合しているものとして取り扱う。

なお、施行規則第19条の８第５号のただし書に規定する『わな猟による鳥獣の捕獲等をしようとする場合において、当該わなにかかった鳥獣を確実に捕獲等するために装薬銃を使用する事業』とは、鳥獣の捕獲等の範囲内で行われる銃器を使用した止めさしを言い、その場合、装薬銃を使用する捕獲従事者を2名以上有していること。

ただし、上記なお書きの鳥獣捕獲等事業は、わな猟とともに一体的に行われる事業であり、あくまでわな猟の認定を受けているあるいは受けようとする事業者が、わな猟に加えて認定を受ける場合に限られることから、銃による止めさしを行う事業については、わな猟及び銃猟に係る認定を受ける必要がある。

1. 安全管理及び賠償能力等

捕獲従事者が、鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等のうち自らが従事しようとする猟法に係る全ての狩猟免許を有し、安全管理講習及び技能知識講習を修了していること。捕獲従事者と申請者の間に何らかの雇用関係等があることが望ましい。夜間銃猟を含む事業の認定を受ける場合にあっては、夜間銃猟において鳥獣の捕獲等をする者（射手）として、環境省が実施する夜間銃猟安全管理講習を修了し、夜間銃猟をする捕獲従事者の技能の要件を満たす捕獲従事者を含めていること。

また、救急救命講習については、捕獲従事者のうち、半数以上の者が修了していること。

さらに、銃器を使用して鳥獣の捕獲等をする場合にあっては、現に銃器を使用する捕獲従事者が自らの有する狩猟免許の種類に応じた銃器を所持していること。

なお、施行規則第19条の２第２項第７号に定める許可証の写しについては、現に銃を所持していることを確認するものであることから、写真、本人に関する情報、許可証番号及び交付年月日等が記載されたページ及び少なくとも鳥獣捕獲等事業で使用する１種類以上の現に所持する銃（銃所持の用途が原則有害鳥獣駆除であるもの。

ただし、これまでに有害鳥獣駆除を実施したことがない捕獲従事者については、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者として、鳥獣捕獲等事業に従事することを証明する従事者証の交付を受けた後、銃所持許可証の用途に有害鳥獣駆除を追加することを確認した場合にあっては、狩猟の用途でも可とする。）の種類等が記載されたページの写しが提出されていること。

さらに、全ての捕獲従事者が損害賠償保険等（保険金額が銃猟にあっては１億円以上、網猟・わな猟にあっては3,000万円以上のものに限る。）の被保険者等であり、保険の適用期間について、認定時に加入していること。

認定の有効期間の途中で保険の適用期間が終了した場合、当該捕獲従事者について、保険の適用期間の末日までに保険の延長をすること、又は延長をしない場合にあっては、当該捕獲従事者が施行規則第19条の８第４号の規定に定める要件に適合しないことから、当該捕獲従事者の除外に係る法第18条の７第３項に基づく変更の届出をすること。

なお、認定後において必要な届出の措置がなされない等により、法第18条の５第１項各号に定める要件を満たしていないことが確認された場合は、法第18条の６第２項に基づく措置命令又は法第18条の10第２項の認定の取消しを行うこととする。

施行規則第19条の２第２項第14号に規定する損害保険契約書の写しについては、契約の契約者、被保険者、契約期間及び契約内容（保険金額を含む）が分かるページの写しが提出されていること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（平成27年環境省令第３号。以下「整備省令」という。）附則第２条の規定により読み替えて適用する施行規則第19条の２第２項第14号に基づき、認可特定保険業の共済事業の被共済者であることを証する書類は狩猟者登録の際に用いる様式（環境省自然環境局野生生物課長通知Ⅵ様式第７号の狩猟災害共済事業被共済者証）を用いることも可とする。

（２）安全管理体制

①安全管理規程

以下の点に留意して、ア～カに掲げる事項に関し適切に記載されていること。（参考：環境省講習テキスト「安全管理規程作成例」）

また、夜間銃猟を含む認定の申請をする場合は、この安全管理規程に夜間銃猟の実施に関する内容を含めるか、又は夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を別途作成していること。

ア 鳥獣捕獲等事業の実施時の連絡体制図

申請者が行う鳥獣捕獲等事業における基本的な連絡体制とともに、指揮命令系統が明確に記載されていること。連絡体制図には、発注者、法人の代表者、事業管理責任者、現場における監督者、捕獲従事者、その他の事業従事者について、個々の役割と指揮命令系統及び連絡体制が模式的に示されていること。加えて緊急時の連絡方法として、警察署、消防署、病院等との連絡方法が記載されていること（従事者名、警察署名、病院名等を記載する必要はない。）。

なお、対象とする鳥獣の種類や捕獲方法ごとに連絡体制図が異なる場合は、それぞれの連絡体制図が作成されていること。

イ 鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項

鳥獣捕獲等事業の安全確保のための配慮事項として、作業手順や人員配置等に関する考え方が記載されていること。

また、鳥獣捕獲等事業を実施する際、現場に救急救命に関する知識を有する事業従事者を原則として現場に複数名、少なくとも１名は配置し、傷病者に対応できる体制を有していること。

ウ　猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

1. 銃

銃の定期的な点検に関する計画（点検方法及び頻度を含む）、銃の取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（脱包の確認、矢先の確認、安土の確保等）について記載されていること。

　(b)　網・わな

網・わなの定期的な点検に関する計画（点検方法及び頻度を含む）、網・わなの取扱いについて捕獲従事者に遵守させる事項（設置時の標識の設置方法、錯誤捕獲防止の方法等）について記載されていること。

エ　銃器を使用する場合にあっては、次の(a)及び(b)に掲げる事項

1. 射撃場における射撃練習に関する事項

射撃場における射撃練習の頻度及び内容が記載されていること。射撃練習の実施頻度は、全ての捕獲従事者（麻酔銃のみを使用する者を除く※）に１年間に少なくとも２回以上実施されていること。

※　麻酔銃のみを使用して捕獲等事業を実施する捕獲従事者については、施行規則第19条の４第１項第１号ニ（１）において射撃場における射撃練習が必要な捕獲従事者から除くものとする。

1. 銃器の保管及び使用に関する事項

銃器の保管及び使用について、必要な事項が記載されていること。

なお、捕獲従事者が、銃砲刀剣類所持等取締法第５条の２第４項第１号に定める事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者としてライフルを所持しようとする場合にあっては、「令和2年12月22日警察庁丁保発第２０９号　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者及び認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者からの事業に対する被害を防止するためのライフル銃の所持許可申請への対応について（通達）」によって示された当該ライフル銃の保管及び使用に関する取決めを遵守することについて記載されていること。

オ 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

事業従事者の心身の健康状態について、健康診断等により定期的に把握することとし、その頻度及び方法について記載されていること。

なお、法第51条第２項ただし書に規定する「必要な適性を有することが確認された者」については狩猟免許更新時の適性試験が免除されることから、施行規則第52条に規定する適性（視力、聴力、運動能力）を有することの確認の実施方法や実施内容について規定されていること。

カ　その他必要な事項

安全管理のために必要な基本的な装備や、無線や衛星電話の使用に関する取り決め等必要な事項が記載されていること。ドッグマーカーや無線等を使用する場合、その機器が電波法に抵触しないものであること。

②安全管理講習及び技能知識講習

安全管理講習及び技能知識講習は、申請前３年以内に修了したものに限り、修了証によって講習の修了を確認するものとする。講習は、環境省が作成した講習テキスト又は相当の教材を使用し、環境省が作成した講習実施要領に従って、適切な講師を選定して実施されていること。

環境省以外の者が当該講習を実施する場合は、環境省が作成した講習テキストの内容に準じ、以下のア（安全管理講習）の科目について合計５時間以上、イ（技能知識講習）の科目について合計５時間以上実施されていること。

講習の実施者が、講習後に環境省が作成した習熟度確認テスト等を活用して習熟度の確認テストを実施し、修了証を発行する（参考：環境省「講習実施要領」の修了証様式例）とともに、一定の習熟度に達しない者については、講習の実施者又は申請者が習熟度確認テストの結果の解説等により補習し、習熟度の向上を図るよう努めていること。

講習が適切に実施されたかを確認するため、実施方法、内容及び講師等について必要な資料を申請者に求めるものとする。

また、「当該講習を修了した者と同等の知識を有する者」については、環境省が作成した講習テキストの内容に照らして、同様の全ての知識等を習得していると認められる者で、例えば、大学等が実施する資格や講座、認証制度等が想定され、この場合においては、その資格や認証等を証する書類の提出を求めるものとする。

ア　安全管理講習

(a)鳥獣捕獲等事業の工程管理

(b)鳥獣捕獲等事業における安全確保（猟具の安全な保管及び使用を含む。）

イ　技能知識講習

(a)科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理（鳥獣の生態を含む。）

(b)鳥獣の保護又は管理に関連する法令（鳥獣保護管理法及び関係法令）

(c)認定鳥獣捕獲等事業者制度

(d)鳥獣捕獲等事業における捕獲手法

③救急救命に関する知識

救急救命に関する知識は、心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含むものとし、それらの内容を含む救命講習を受講し修了したことを証する修了証の写し等が提出されていること。

この「講習の受講」には、例えば、消防機関が主催する上級救命講習等の受講が該当するほか、普通救命講習（搬送法を含まない）を受講した上で、申請者が自ら搬送法の手法に詳しい者を講師として実施する搬送法の講習を受講することもこれに該当する。

さらに、申請者が自ら実施する以下のような救命講習の受講も該当する。

・申請者の内の救急救命士や応急手当指導員、医師等の資格を有する者を講師として開催する救命講習

・消防本部や日本赤十字社に依頼して外部から救急救命の指導者を派遣してもらう等適切な講師を招聘して開催する救命講習。

申請者が自ら救命講習を実施する場合は、上記の事項のほか、適切な内容を実施したことを確認するため、それらが確認できる資料（実施報告書等）が提出されていること。

また、提出する修了証の写し等について、有効期限が定められている資格等の場合においては、原則として有効期限内のものであることとし、再受講の時期に係る目安が示されている講習等の場合においては、その時期を過ぎた場合は原則として再受講していること。

（３）夜間銃猟をする際の安全管理体制

①夜間銃猟をする際の安全管理規程

夜間銃猟をする際は、施行規則第19条の２第２項第４号に規定する鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程に夜間銃猟をする際の安全管理に係る事項が追記されているか、又は夜間銃猟の実施に係る安全管理規程が別途作成されていること。

夜間銃猟をする際の安全管理規程に、以下の点に留意して、施行規則第19条の５第１項　ロ～ホに掲げる事項が適切に記載されていること。

ア 夜間銃猟をする際の連絡体制図（緊急時の連絡方法を含む。）

（２）①アにおいて安全管理規程に記載することとした各事項について、夜間銃猟をする際に対応した事項が記載されていること。

イ 夜間銃猟をする際の安全の確保のための配慮事項

（２）①イにおいて安全管理規程に記載することとした各事項について、夜間銃猟をする際に対応した事項が記載されていること。夜間銃猟をする際の銃器の使用に関する事項として、昼間の下見と安全確認等の実施、脱包の確認、矢先の確認、獲物の確認、バックストップ（安土）の確認の方法（作業手順）や体制等、夜間銃猟における安全を確保するための具体的な取決めが記載されていること。

なお、ライフル銃以外の銃種はライフル銃に比べて有効射程距離が短く、近距離での射撃に有効であること等、使用する銃種の適性や有効射程距離等を踏まえ、安全を確保するための具体的な取決めが記載されていること。

ウ 夜間銃猟をする際の住民への事前の周知方法、実施区域周辺における案内、誘導等の方法

夜間銃猟をする際の住民への事前の周知や実施区域周辺における立入制限等に関する案内、誘導等については、業務ごとに業務発注者と調整の上、決定することとなるが、基本的な考え方や手法が記載されていること。

エ 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項（特に視力）

夜間銃猟をする者が適当な水準の視力を有し、かつ、暗所において視力が低下し、夜間銃猟に著しい支障をきたすような病気等を持たないことについて、健康診断等により定期的に把握して、夜間銃猟をするに当たって適当ではない視力と判断された者には夜間銃猟をさせないことが記載されていること。

オ その他必要な事項

夜間銃猟は、夜間の特性があることから、より組織的な鳥獣捕獲等事業を行う必要があるため、これを踏まえた基本的な人員配置や道具の準備に関する申請者内の取決め等の必要な事項が記載されていること。

なお、ライフル銃以外の銃種で射撃技能の確認をした者を捕獲従事者とする場合、ライフル銃以外の銃種での捕獲は近距離射撃を想定したものであることから、その点を踏まえた人員配置等が記載されていること。

また、夜間銃猟では確実な射撃技能が求められることから、夜間銃猟に従事する者は、射撃場における射撃練習を適切に実施する旨、記載されていること。

②　捕獲従事者の夜間銃猟をする際の安全の確保に関する技能

夜間銃猟に係る捕獲従事者は、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する技能について、以下の要件を満たしていること。

ア　射撃技能

夜間銃猟作業計画において、あらかじめバックストップや着弾点の範囲を確認し、使用する銃や銃弾の種類、射撃場所及び射撃方向、視認性を確保する方法、安全管理体制、夜間銃猟に対する警戒心の高い個体を増加させないための方策等を定め、これに従って夜間銃猟をすることとしている。

夜間銃猟において安全を確保するためには、射手が確実に想定した方向に発射し、対象個体から銃弾を外さない技能を有することが重要であることから、射撃場において、射撃線から50mの位置に設置した標的に対して、適切な制限時間内に５回以上の射撃を行い、以下の(a)～(c)のいずれかを満たすことをもって夜間銃猟に必要な技能を有していると判断する。

1. 使用する銃種は問わず標的の中心から2.5㎝の範囲に全て命中させる技能を有すること
2. ライフル銃以外の銃種で標的の中心から5.0cmの範囲に全て命中させる技能を有すること
3. (a)及び(b)と同等の技能を有すること

射撃については、実際の捕獲等の現場において実施する状況に近い条件で行うこととし、射撃姿勢については立射、膝射、伏射、肘射等の射撃姿勢を自由に選択するものとし、選択した射撃姿勢について簡易な依託射撃を可能とする。なお、簡易な依託射撃とは、実際の捕獲等の現場において実施し得る依託射撃とし、銃身を架台、土のう又は銃身に取り付けて持ち運べる簡易な補助具（いわゆるモノポット、バイポット等）等については認めるものとするが、銃を完全に固定する方法（いわゆるベンチレストやガンレスト等で銃全体を完全に固定する方法）での依託射撃は認めない。また、銃を安定させるために腕に絡めて使用する負革についてはその使用を認めることとする。

以上の要件については、環境省が実施する技能試験において適切な者として発行した証明書によって確認をするものとする。

なお、同等の技能を有する者として、射撃に関する関係団体からの推薦を有する者についてはこの限りではない。この場合、推薦書には、過去１年以内に参加した射撃に関する大会において以上の要件と同等の技能を有すると判断される成績を収めたことがわかる書類が添付されていること。また、ライフル銃以外の銃種で技能の確認を行った者が認定申請書の捕獲従事者名簿に記載されている場合、夜間銃猟をする者の欄に「（ライフル銃を除く。）」との記載があること。

イ　捕獲等の実績

対象鳥獣の捕獲等に係る経験及び実績が求められることから相当の実績として、申請前３年間において第一種銃猟免許を受け、かつ、装薬銃を所持しており、申請前３年以内に銃猟により指定管理鳥獣の捕獲等をした十分かつ適切な実績を有することを確認するものとする。

なお、「十分かつ適切な実績」は、地域や捕獲等の方法、事故実績等に応じて判断することとする。

ウ　人格識見

夜間銃猟をする際の安全を確保するには、危険な状況では発射しない判断を適確に行うことが重要である。

よって、夜間銃猟をする者として相当な人格識見とは、危険な状況では発射しない判断力や自制心である。これについては、所属する鳥獣捕獲等事業者の代表者が、夜間銃猟をする者として相当な人格識見を有する者である旨の推薦書を作成し、これにより確認するものとする。

なお、代表者自身が夜間銃猟をする場合は、法人に所属する以外の者で銃猟免許を有する適切な推薦人が作成した推薦書により確認するものとする。

③夜間銃猟安全管理講習

夜間銃猟安全管理講習は、各捕獲従事者について、申請前３年以内に環境省が実施する講習会を修了し、講習の修了証の写し又はこれに類する書類並びに講習の内容及び時間を記した書類により確認するものとする。

講習の内容と時間について、以下のアについて２時間以上受講するとともに、イについて３時間以上受講した後、習熟度確認テストを受け、修了証の発行を受けていること。

なお、捕獲従事者に含まれない事業管理責任者については、アのみの受講で差し支えない。

ア　夜間銃猟における安全確保（法制度等、銃器の安全な取り扱い、視力の特性等）

イ　夜間銃猟安全管理実習（銃器の安全な取り扱い、模擬的な夜間銃猟の実施等）

（４）研修に関する計画書（以下、研修計画書という。）

事業従事者に対する研修の内容等について記載した適切な研修計画書が提出されていること。

研修計画書に定める研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであるものとし、全ての捕獲従事者に対して、その研修を毎年５時間以上実施するものであること。

また、事業管理責任者は、研修が適切に実施されるよう監督すること。

研修の内容としては、安全管理講習、技能知識講習及び（夜間銃猟をする場合は）夜間銃猟安全管理講習の内容のうち、反復して学ぶ必要がある事項及び最新の知識を得る必要がある事項等について実施するものとし、申請者が鳥獣捕獲等事業の内容や組織の実態に応じて、適切な事項を定めていること。

なお、改正された法令に関する知識等、最新の知識を随時習得すべき事項については、確実に研修事項の中に含めていること。

研修は、申請者が外部の講師を招いて自ら実施するか、他の団体が主催する講習等を受講する等により実施する。研修の実施方法、形態については、座学、実技練習及び現場研修など、様々な形態が想定される。習熟度の確認は必ずしも求めない。

捕獲従事者が研修の講師を務める場合は、講師を務めた研修部分について、講師となった捕獲従事者は当該研修を修了したものとみなす。

なお、認定の有効期間の更新の申請をする場合は、前回認定を受けた後３年間の研修の実施状況に関する報告書が提出されていること。

（５）その他の基準

①申請者の捕獲等の実績

申請者が、申請前３年以内に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法により、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする鳥獣種の捕獲等を少なくとも1件以上、適切に実施した実績が提出されていること。事業を適切に実施したかどうかについては、事故・違反がなく、計画どおり事業を遂行したか否かをもって判断するものとする。

また、申請前３年以内に実施した鳥獣の捕獲等において発生した全ての事故に関する報告書が提出されていること。申請者内でその改善措置が十分に行われていることが報告書等により確認できない場合は、１件以上の実績があったとしても、適切に実施されたものと認められない。

認定の有効期間の更新の申請をする場合も初回の認定と同様に実績を提出すること。

なお、初回の認定時に提出した実績で、更新の申請前３年以内の実績については、更新時の実績として提出することができる。その後の更新時も同様とする。

実績は、認定を受けようとする法人の実績であり、当該法人が組織的に実施したと認められるものである必要がある。当該法人が組織的に実施するとは、当該法人の鳥獣捕獲等事業として位置付けて、原則として発注者からの依頼を受けて捕獲等を実施することを指す。

捕獲従事者が個人として行った捕獲等の実績（趣味としての狩猟や自らの農作物を守るための自衛のための捕獲等）は当該法人の実績として認められない。

このため、当該法人が発注者との契約に基づき法第９条の捕獲許可を受ける等により捕獲等をした実績を積むことが望ましいが、現状そのような捕獲等が実施されている事例が少ないことから、そのような捕獲等以外のものであっても当該法人が組織的に捕獲等を実施したということが実質的に認められる場合は、実績として認めることができる。

例えば、当該法人以外の団体の鳥獣捕獲等事業に個人として参加して実施した捕獲等については、原則として当該法人の実績としては認められないが、当該法人が当該捕獲等に対し相当数の人数を派遣又は推薦し、それらの者の中の指揮命令のもと共同で捕獲等をした実績を有する等、実質的に当該法人が組織的に実施したと認められる場合においてはこの限りではない。

また、新規に法人を設立した場合は、原則として、その構成員が以前所属していた団体において実施した捕獲等を新たな法人の実績とすることはできないが、新たな法人が実質的に以前の団体の後継かつ同等の組織と認められる場合や、新たな法人の構成員のうち相当数が鳥獣捕獲等事業において構成員の中の指揮命令のもと、共同で捕獲等をした実績を有する場合においてはこの限りではない。

この場合は、この他、既存の法人が捕獲実績を有していなかったとしても、捕獲実績を有している他の団体や組織を吸収・合併するなどして取り込み、既存の法人の事業内容に鳥獣捕獲等事業を位置付ける場合も実績として認められる。

捕獲等の実績については、法第９条に基づく「学術研究の目的」、「鳥獣の保護又は管理の目的」、「その他環境省令で定める目的」での鳥獣の捕獲等とするが、業務として実施した捕獲等であれば、法第９条に基づく捕獲許可が不要な捕獲等（指定管理鳥獣捕獲等事業、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく確認もしくは認定を受けて行う防除等）や登録狩猟として実施したものであっても捕獲等の実績とすることができる。

②役員等が施行規則第19条の８第３号イからヘに該当しない者であること

申請者の役員及び事業管理責任者（以下「役員等」という。）が施行規則第19条の８第３号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることについて、誓約書を提出すること。役員等が施行規則第19条の８第３号イからヘまでのいずれかに該当する場合においては、認定基準を満たさない。

役員等に疑義が生じた場合や個別に疑わしい情報がある場合等においては、府知事は必要に応じて犯歴については市町村に、施行規則第19条の８第３号の暴力団排除に関する条項への該当性については大阪府警察に照会する。

なお、施行規則第19条の８第３号ヘに規定する「暴力団員等がその事業活動を支配する者」とは、例えば、株式会社において株主としてその事業活動を大きく左右することができる立場の者に暴力団員等が含まれる法人をいう。